

健康福祉局関係事業に係る川崎市名義使用承認事務取扱要綱

平成18年1月26日

17川健庶第2330号

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が主催して行う講演会、講習会その他の行事等（以下「行事等」という。）又は編集し、若しくは刊行する映画、図書その他の資料等（以下「資料等」という。）に係る川崎市名義の使用承認のうち、健康福祉局が所掌する事務（以下「所掌事務」という。）に係るものについて必要な事項を定めるものとする。

(共催及び後援の定義)

第2条 この要綱において、共催の定義は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市が経費を負担し又は補助金を支出しているものであるとき。
- (2) 本市が企画又は運営に参加しているものであるとき。
- (3) 市の全域又は区の全域を対象として行われるものであるとき。
- (4) 参加者から費用を徴収する場合は、その費用が適正な額であるとき。
- (5) 公衆衛生又は災害防止その他参加者の身体の安全について十分配慮されているとき。

2 この要綱において、後援の定義は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市の全域又は区の全域を対象として行われるものであるとき。

- (2) 会員等、特定の市民を対象としない一般に公開されるものであるとき。
- (3) 営利を目的とせず、かつ公益性があるとき。
- (4) 特別事業又は記念事業として企画されたものであるとき。
- (5) 参加者から費用を徴収する場合は、その費用が適正な額であるとき。
- (6) 公衆衛生又は災害防止その他参加者の身体の安全について十分配慮されているとき。

3 行事等が前2項の規定のいずれにも該当しない場合において、これらに準ずると認められ、特に必要と認められるときは、共催又は後援として名義の使用を承認することができる。

(企画及び監修の定義)

第3条 この要綱において、資料等の企画の定義は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 健康福祉局がすべて自主的責任において企画、編集又は制作に直接携わり、指導し、又は監督して作成されたものであるとき。
- (2) 営利を目的とせず、かつ公益性があるとき。
- (3) 有償とする場合は、その費用が適正な額であるとき。

2 この要綱において、資料等の監修の定義は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 健康福祉局が企画、編集、制作等に携わり、指導し、又は監督して作成されたものであるとき。
- (2) 営利を目的とせず、かつ公益性があるとき。
- (3) 有償とする場合において、その費用が適正な額であるとき。

3 資料等が前2項の規定のいずれにも該当しない場合において、これ

らに準ずると認められ、特に必要と認められるときは、推薦として名義の使用を承認することができる。

（使用承認の制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、名義の使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の政治活動又は宗教活動に関係しているものであるとき。
- (2) 専ら営利を目的としているものであるとき。
- (3) 公序良俗に反しているものであるとき。
- (4) 市の行政の運営に関する一般方針に反するものであるとき。
- (5) その他川崎市名義を使用することが不適當と認められるとき。

（使用承認申請）

第5条 川崎市名義を使用しようとする行事等の主催又は図書等の制作、発行を行う団体等（以下「主催者等」という。）は、川崎市名義使用承認について、当該行事等又は図書等の内容に照らし、主として所管する課長等（以下「所管課長等」という。）を通じて市長あてに共催・後援申請書（第1号様式）と次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 行事等にあつては、当該行事等の開催要項
- (2) 図書等にあつては、当該図書等の見本、シナリオ又は解説書
- (3) 行事等又は図書等の収支予算書
- (4) 主催者等の定款、寄附行為又は規約等
- (5) その他参考となる資料

2 前項の規定は、資料等の企画及び監修の名義の使用承認申請について準用する。

(承認)

第 6 条 主催者等からの使用承認申請を受理した所管課長等は、内容等の審査を行い、承認するときは共催・後援承認通知書（第 2 号様式）により、承認しないときは共催・後援不承認通知書（第 3 号様式）により、主催者等に通知するものとする。

2 所管課長は、審査の結果、使用を承認する場合にあっては、主催者等に対して内容に応じて条件を付すことができる。

(申請内容の変更)

第 7 条 主催者等が、申請した内容を変更しようとするときは、速やかに共催・後援変更申請書（第 4 号様式）を提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき、申請内容の変更を承認するときは、共催・後援変更承認通知書（第 5 号様式）により、承認しないときは共催・後援変更不承認通知書（第 6 号様式）により、主催者等に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第 8 条 共催又は後援等の承認後において、第 2 条及び第 3 条の基準に適合しない事実が判明したとき、第 4 条の基準に該当する事実が判明したとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、共催・後援取消通知書（第 7 号様式）により主催者等に通知し、その承認を取り消すことができる。

- (1) 主催者が解散したとき又は事業等を取りやめたとき。
- (2) 申請書又は添付書類に虚偽があると認められたとき。
- (3) その他健康福祉局長が取消しを必要と認めたとき。

2 承認の取消しにより、主催者等が損害を受けた場合においても、市はその賠償の責めを負わない。

- 3 第1項の規定に基づき、承認が取り消された事業等又は事業等の実施後に同項に該当したことが明らかになった事業等に係る翌年度以降の共催及び後援は、原則として行わないものとする。

(使用結果の報告)

第9条 主催者等は、名義を使用した場合においては、次に掲げる資料を添付して、速やかに共催・後援事業等実施報告書(第8号様式)を提出しなければならない。

- (1) 行事等においては、実施場所、日時、参加者、内容等の当該行事等の実施結果の概要
- (2) 資料等においては、当該使用図書等
- (3) 行事等又は資料等の収支決算書
- (4) その他必要と認められる資料

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

(健康福祉局所掌事務に係る川崎市名義の使用基準の廃止)

- 2 健康福祉局所掌事務に係る川崎市名義の使用基準(平成10年9月28日10川健庶第823号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。